

愛知県立いちのみや中学校 いじめ防止基本方針

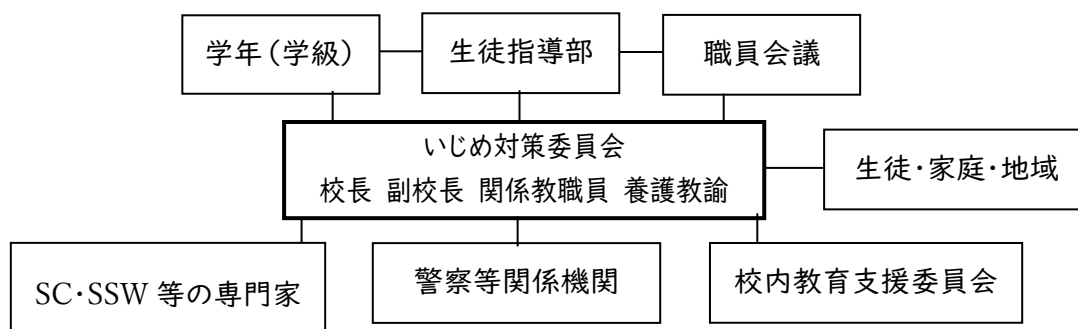
(ア) 基本的な考え方

いじめは、被害を受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為である。また、いじめはどの生徒にも、どの学級においても起こり得ることで、すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得る。いじめを未然に防止するため、豊かな人間関係づくりや安心できる学校風土づくりを基盤とし、早期発見・早期対応の視点をもって組織的に対応する。

(イ) 指導の重点

- ・いじめとは「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする定義に対する教職員の理解と事象に対する認知率を高める。
- ・「いじめを見逃さない」という姿勢の共有し、いじめを生まない環境づくりを推進する。
- ・「誰も助けてくれない」という無力感を抱かせない支援体制を整える。
- ・いじめに対しては、教職員が生徒を守り抜く姿勢を明確に示す。
- ・教職員の思い込みによって生徒の心情を一方向的に判断しないよう努める。
- ・辛さや願いを語ることができる安心感のある人間関係づくりに努める。
- ・いじめの予兆に気付いた場合は、被害（被害の疑いのある）生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対応をとる。
- ・丁寧な事実確認や本人・保護者・家族の意思確認を行い、いじめ解消に向けた適切な対応を組織的に進める。
- ・被害生徒の安全・安心を回復する支援と心のケアとともに、加害生徒への成長支援を視野に入れた支援を行う。

(ウ) いじめ防止のための組織の概要



(エ) 方策の概要

- ・全ての生徒にとって安全で安心できる、あたたかい学校・学年(学級)にするために、生徒間の交流や相互理解を深める機会を設け、人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係づくりを進める。

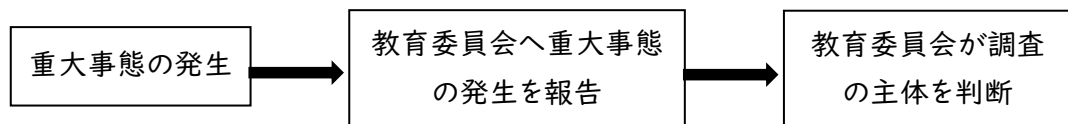
- ・こころのアンケートや個人面談、教育相談を通して、早期発見及び早期対応に努める。
- ・表情や人間関係の変化等の小さな変化に敏感になり、「どうしたの?」「何かあったの?」と積極的に声をかけ、安全確保を最優先とした適切な対応をとる。
- ・職員会議等で職員間の情報共有を密に行い、複眼的な視点で見守る。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、組織的な事実確認等を行う。
- ・ネット上でのいじめについては、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切に対処する。

(オ) いじめの重大事態の対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、学校いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則った対応をとる。その際、事実関係が確定した段階で対応を始めるのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

いじめの重大事態とは以下の場合を指す。

- ・いじめにより、生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・重大事態への対応フロー図



【学校が調査主体の場合】

